

平成 2 5 年度

目黒区財政健全化判断比率審査意見書

目黒区監査委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成25年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を付する。

平成26年8月20日

目黒区監査委員 横 田 俊 文

目黒区監査委員 松 島 達 雄

目黒区監査委員 今 井 礼 子

目黒区監査委員 香 野 茜

第1 審査の概要

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

2 審査の期間

平成26年8月7日から平成26年8月20日まで

3 審査の方法

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査に当たっては、次の点を主眼とし、算定の基礎となる事項を記載した書類との照合、説明聴取等を実施した。

- (1) 健全化判断比率の算出過程に誤りがないか。
- (2) 法律に基づき適切な算定要素が用いられているか。
- (3) 算定基礎となる資料が適正に作成されているか。

第2 審査の結果

1 審査の総括

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度	早期健全化基準*	財政再生基準*
実質赤字比率						11.25	20.00
連結実質赤字比率						16.25	30.00**
実質公債費比率	0.4	2.3	4.4	6.3	8.0	25.0	35.0
将来負担比率						350.0	

* 早期健全化基準比率と財政再生基準比率は、法令の定めによる。

** 連結実質赤字比率の財政再生基準は経過措置がある。

(21年度決算まで40%、22年度決算35%、23年度決算以降30%)

(2) 各個別の指標

ア 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(通常の行政活動を行うのに必要な用途の特定されない一般財源の総額を示すもの。57,631,587千円)に対する比率で、平成25年度の算定値はマイナス6.52%と算定された。なお、実質赤字比率は赤字の比率を示す指標で、本区の場合は実質収支が黒字(3,759,757千円)であることから、実質赤字比率の表示は「-」となる。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

< 実質赤字比率算定値の推移 > (単位：%)

	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度
算定値	6.52	7.37	6.37	3.97	5.51
実質赤字比率					

イ 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、平成25年度の算定値はマイナス7.82%と算定された。なお、連結実質赤字比率は赤字の比率を示す指標で、本区の場合は実質収支が黒字(4,508,631千円)であることから、連結実質赤字比率の表示は「-」となる。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

< 連結実質赤字比率算定値の推移 > (単位：%)

	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度
算定値	7.82	8.65	7.44	5.19	6.31
連結実質赤字比率					

ウ 実質公債費比率

一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金(特定財源及び元利償

還金等に係る基準財政需要額算入額を控除)の標準財政規模(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除)に対する比率の過去3か年の平均で、平成25年度の実質公債費比率は0.4%と算定され、前年度の2.3%と比較して1.9ポイント改善した。また、早期健全化基準比率(25%)を24.6ポイント下回っている。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

<実質公債費比率算定値の推移> (単位：%)

	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度
算定値 (単年度)	0.98	0.61	1.67	4.88	6.81
実質公債費 比率 (3か年平均)	0.4	2.3	4.4	6.3	8.0

エ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(地方債の現在高、退職手当負担見込額、債務負担行為に基づく支出予定額等から充当可能財源等を控除)の標準財政規模(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除)に対する比率で、平成25年度の将来負担比率は、マイナス61.7%と算定された。なお、本区の場合は将来負担額よりも充当可能財源等が上回っていることにより、将来負担比率の表示は「-」となる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還額等に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

<将来負担比率算定値の推移> (単位：%)

	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度
算定値	61.7	51.1	45.0	42.0	31.6
将来負担 比率					

2 審査の意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類については、算出過程に誤りがなく適正に作成されており、算定要素も適切に用いられていることを確認した。また、算定された健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っていた。

平成 25 年度は、財政健全化に向けたアクションプログラムの 2 年度目として取組が行われ、平成 25 年度決算では経常収支比率の改善、積立基金残高の増など、一定の成果が見られた。しかし、他の特別区と比較し積立基金残高が極めて少ない状況であることや、今後の行政需要を考慮すると、財政状況は依然として厳しい状況である。

区においては、今後も財政健全化の取組を積極的に進めるとともに、区有施設の抜本的な見直しや定数の適正化等に果敢に取り組み、より強固で健全な財政基盤の確立に努められたい。